

四 發行方法	三 用振替法の適	二 の法律項及び根拠そ拠記	一 發行号名称及び記	行省告示等に關する省令第十七号
し定あ争争う札価振の以律社六一法会一るた運十財二利 、めつ入入。へ格替適下へ債十項律計号法め営四政回付 価らて札札に以を機用「平、二、第に」律のに号法「 格られ、と發によ下競闘を振替成株条第二関第へ公必」へ 競た価同行「争は受け日本銀も」とい法律第十三年法 争利時「発価に付の振替法」の振替法第二發財條二 入札競争行い「競し行のう。」に法律第十七号 に札れ。下入行とど。」に法律第十五号 おのにる、「札わすし。」に法律第十五号 て利お入価値「れ。」の規入とてで競競い入の定	の法律項及び根拠そ拠記	の法律項及び根拠そ拠記	の法律項及び根拠そ拠記	の法律項及び根拠そ拠記

六

イ  
イ  
發

入価 行争非者特国札非  
札格行 入価・別債発競  
發競 札格第参市行争  
行争額 發競 I 加場入

五

イ  
イ  
方募

入価法入  
札格決  
發競定  
行争の

債要千つ定う億額  
のな二いにち円面  
發財百て基、金  
行源五はづ財額  
のの十、き政で  
特確万額發法二  
例保円面行第兆  
にを、金し四四  
関図財額た条千  
する政で利第五  
るた運二付一百  
法め當百国項八  
律のに億債の十  
第公必二に規七

込募各割各当も各  
み限國り申ての申  
の度債当込るか込  
応額市てみ。らみ  
募の場るのその  
額範特。応のう  
を圃別募応ち  
割内參額募応  
りに加を額募  
当お者案を価  
ていご分順格  
るてとに次の  
。各のよ割高  
申応りりい

非下額市札格競とて価の  
価一を場で競争す得格決  
格国定特あ争入るらを定  
競債め別つ入札もれ募を  
争市る参て札發のる入受  
入場も加、と行に価額け  
札特の者財同によ格にた  
發別にご務時どるをよ各  
行參よと大にい發そり申  
一加るに臣行う行の加込  
と者發応がわ。以發重み  
い・行募各れ及行平の  
う第へ限國るび一価均應  
. I 以度債入価非格し募

## 七

ハロイ  
払

ハロ

者特国札非入価込	行争非者特国	札非
・別債発競札格	入価・別債	発競
第参市行争発競金	札格第参市	行争
I加場入行争額	発競I加場	入

二千四百九億三千五百三十九万九千五百零七百五十五万九千九百円	六六二億十兆五千三百四百九十五百二十五十十九六十四七千九百九百円	でた条特でた条特十つ定円三債の十面行十円金し二 利第別六利第別一いに、百に規万金し六、額た条 付一會億付一會億て基同六つ定円額た条特で利第 四国項計六国項計三はづ法 一百債のに千債のに百、き第六 三に規関万に規關十額發六 億つ定す円つ定す万面行十 円いにるいにる円金し二 て基法て基法額た条 、づ律、づ律で利第 額き第額き第 九付一 百額た条四 面發四面發四 千國項 金行十金行十 八債の十七付一 百額發四 額し七額し七 百に規万千國項 面行
--------------------------------	----------------------------------	---

十  
十  
三  
二

十  
十  
イ  
一

九  
八

の 経 利 発 競 I 加 場 び 札 非  
払 過 行 争 非 者 特 国 発 競  
込 利 入 価 ・ 別 債 行 争  
み 子 率 札 格 第 参 市 及 入

入 価 発  
札 格 行 行  
発 競 価  
行 争 格 日

振 額 最  
替 低 行 争 非  
額 入 価  
面 札 格  
位 金 發 競

(二) (一) 年  
も 号 に は ○  
も に よ 、 募 ·  
の と 規 入 一  
の と 定 算 パ  
と す 定 算 決 定  
し す 出 金 額 の  
て す し の セ  
税 し に 通 ン  
振 し に 加 知 ト  
が し た 金  
替 し に 通 ン  
源 し に 加 知 ト  
口 し に 加 知 ト  
泉 し に 加 知 ト  
、 し に 加 知 ト  
座 し に 加 知 ト  
微 し に 加 知 ト  
そ し に 加 知 ト  
簿 し に 加 知 ト  
收 し に 加 知 ト  
の し に 加 知 ト  
中 し に 加 知 ト  
さ し に 加 知 ト  
利 し に 加 知 ト  
の し に 加 知 ト  
れ し に 加 知 ト  
子 し に 加 知 ト  
口 し に 加 知 ト  
る し に 加 知 ト

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 0.1}{100} \times \frac{59}{365}$$

二十九十八十六十五

十四

払者入払元償償  
込札場利還還  
期参考所金金期  
日加支額限子以

初  
期  
利  
子

平成財務大臣から通知を受けた者  
年二十七年二月十七日  
本面成利てを年銀金三子、支六行額十をそ払月百一支の期二円年払日と十に十う以し日つ二。前、及き月六各び百二月支十円十間払二期月属に二すお十

規下は期た期平定、が金と成額け住よるがをじ額よに座す次そ銀額し二)を十所又算合居行金百算い記期及翌休支次七税外しは者にへのしは又日び営業払の年する事は出に住時額分出て載に第業う算六月するの國た、又おた二た、はつ十日。式月ににたに二十日。税法金前はいだ十金前記い六ににたに二に當だよ十率人額記外てし・額記録て号支當同に払たしり日をがに(一)國取、三か(一)さじとうる、算を乗適當の法得当一らのれじおうる、算を用該算人す該五當算る。いへと支出支じたを非式でる國を該式も。て以き払し払。金受居にあ者債乗金にの